

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に関する御意見募集の結果について

令和 7 年 1 月 24 日
厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、令和 6 年 11 月 15 日から 12 月 14 日まで御意見の募集を行ったところ、計 92,306 件（本政令案に関係しない意見を含む。）の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおりまとめました。なお、本件と直接関係のない御意見についてきましては、お答えすることを差し控えさせていただきますので御了承ください。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の内容	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・わざわざ日本で研究する意味がわかりません。研究者の派遣でもできることだと思います。 ・日本人が新たな医療技術や治療法の実験台として扱われる可能性があります。 ・国内において一度も発生したことがない感染症を、国内へ持って来て研究をする事の意味がわかりません。反対です。 ・日本はエボラ等のウィルス発生地のアフリカとは、気候も人種も全く異なります。よってBSL4施設のようなものは必要ありません。 ・エボラウイルスの研究施設なんて必要ありません。日本であえてする意味がわかりません。 ・長崎に研究施設を作ることに反対します。理由はそもそも日本に必要がない。国内で流行る兆しがない病原体で、日本の若者を危険に曝すわけにい 	<ul style="list-style-type: none"> ・BSL4施設とは、エボラウイルスなど、重い病気をもたらす病原体（一種病原体）を安全に取り扱うことができるよう高度に管理された封じ込め施設であり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下、「感染症法」という。）に基づく施設基準のほか、感染症発生予防規程の策定、作業時の具体的な安全対策や教育訓練等の運用面についても厚生労働省において確認しています。 ・平成 29 年 2 月 17 日に感染症研究拠点の形成に関する検討委員会においてとりまとめた「高度安全実験施設（BSL4施設）を中核とした感染症研究拠点の形成について」において、「BSL4施設の活用により実施可能となる研究開発及び求められる機能等」として、「ウイルスの生態および伝播経路を解明すること（疫学研究）」「ウイルスと宿主因子の相互作用を理解すること（感染機構研究）」「ウイルス感染による宿主の応答・病態を解析すること（病態研究）」「ワクチン、診

<p>かない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・致死率の高いウイルスの研究をしないでください。 ・致死率の高い病原体を扱うバイオセーフティレベル BSL4 施設稼働について、強く反対します。 	<p>断法および抗ウイルス薬を開発すること（医療応用研究）」の各研究過程に沿った研究課題が示されています。また、「人の往来が盛んであるグローバル社会において、感染症は、限定的な地域での流行に留まらず、国内でのまん延、さらには国境を越えて国際社会全体への感染拡大が懸念されている。また、世界各地における森林開発、気候変動等により、動物等を媒介した感染症への感染リスクも増大している」、「国内における B S L 4 施設を活用した基礎研究及び人材育成の必要性が我が国の研究者の間で認識されている」等とされているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、「長崎大学の高度安全実験施設 (BSL4 施設) 整備に係る国の関与について」(平成 28 年 11 月 17 日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議)において、長崎大学が坂本キャンパスに整備を予定している BSL4 施設を中核とした感染症研究拠点の形成による感染症研究機能の強化は、「国家プロジェクトの一つであることから、以下に従い、国策として進める」としています。 ・さらに、日本での研究の必要性について、BSL4 施設の設置主体である長崎大学が平成 29 年 9 月に策定した基本構想では、「国内に、研究・人材育成を目的とした BSL-4 施設が設置されていないため、国内の研究者はこれまで国外の BSL-4 施設で訓練を受けて海外の研究機関と共同して BSL-4 病原体等の自然宿主の同定、病原性の解明、診断・治療法の開発などを進めるよりほかなかった。さらには、平成 13 年の米国同時多発テロ発生以降は、セキュリティ面での懸念から自国の研究者以外の BSL-4 施設使用は厳しく制限され、日本人研究者が、BSL-4 病原体等を対象とした研究を海外で行うことも困難になってきている。」「我が国における BSL-4 病原体研究の衰退は、BSL-4 病原体の脅威に適切に対応で
---	--

	<p>きる人材の枯渇にもつながる。」「したがって、国際社会及び我が国における感染症の制圧のためには、我が国にも、BSL-4 病原体に関する研究と人材育成を担う感染症研究拠点が必要であり、この拠点の中核的施設として BSL-4 施設を設置することが必要である。」とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> こうしたことを踏まえ、日本においても BSL4 施設は必要であると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 感染症の研究施設については、国内でやる場合、その都市の人口密度が低い地域で実施すべきである。明らかにデメリットが大きすぎる。 なにかのミスや事故自然災害などにより、研究対象のウイルスが施設外へ出てしまうといった危険があります。こういった施設は、もっと人が少ない場所、無人の離島などの僻地につくられるべきです。 日本は地震大国。長崎大学は震度 7 の地震や津波に耐えることができるでしょうか。長崎大学は活断層の上にあるようで、予期しない災害を非常に心配しています。 BSL4 に該当する研究施設を東村山市に建てていますが、危機管理として国内に 2 拠点分散されると漏出等の安全性が下がるかと思えます。研究施設という観点において、その地域に住む方の不安や重点管理場所が複数になるのはあまり良く思えません。また、リスクアセスメント的観点で、たとえば、長崎大学からエボラウイルスが漏出してしまった場合、教育機関としての長崎大学は機能不全に陥ってしまいます。その際のことを思うと、大学として BSL4 の研究所認可は反対したいと 	<ul style="list-style-type: none"> BSL4 施設とは、エボラウイルスなど、重い病気をもたらす病原体（一種病原体）を安全に取り扱うことができるよう高度に管理された封じ込め施設であり、感染症法に基づき、地震に対する安全性を含む施設基準のほか、感染症発生予防規程の策定、作業時の具体的な安全対策や訓練等の運用面についても厚生労働省において確認しています。 感染症法上は、BSL4 施設を住宅地に設置しないとの立地規制はなく、また、「我が国のバイオセーフティレベル 4 (BSL-4) 施設の必要性について」(平成 26 年 3 月 20 日 日本学術会議提言)においても、「新施設の建設には、大学等の研究機関がある等、科学的基盤が整備されている場所が望まれる」と提言されており、長崎大学 BSL4 施設の立地は、これらも参考にしたと考えられますが、設置主体である長崎大学や、内閣感染症危機管理統括庁及び文部科学省と連携し、地域住民の皆様の安全確保に努めてまいります。 また、「長崎大学の高度安全実験施設 (BSL4 施設) 整備に係る国の関与について」(平成 28 年 11 月 17 日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議。以下「国の関与文書」という。)に基づき、同施設の安全管理を維持するため、厚生労働省としては、感染症法に基づく監督・指導を適切に行い、事故等の発生予防に努めるとともに、万一事故等が発生

<p>思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外でも日本でも、バイオセーフティにおける問題が様々問われています。日本で起こった漏洩事故は、一件や二件ではありません。安全に絶対などありません。 	<p>した際における適切な対応のため、「特定病原体等に係る事故・災害時対応マニュアル」を参考に必要な指導・助言を実施してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 日本国内に存在しないウイルスを国内に入れる必要はありません。現地で研究してください。 長崎大学へのエボラウイルスその他のウイルスを持ち込むということは、人類にとって危険なウイルスを撲滅しようというのではなく、むしろ絶滅しない様に保護する動きに見えてきます。 エボラ出血熱のような危険極まりないウイルスを、わざわざ持ち込む理由を示して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等に関する基本戦略」（令和5年4月7日国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議決定）において「国際的に脅威をもたらす新興・再興感染症に迅速に対応できるよう我が国における感染症研究機能の強化を図る」とされているところであり、BSL4施設は感染症研究のために必要であると考えています。 なお、特定一種病原体を実際に輸入又は譲り受けするためには、別途厚生労働大臣の指定又は承認が必要となります。
<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの国民が知らないうちにこっそり改正するの良くないです。もっと新聞やテレビで報道して意見を広く求めるべきです。 パブコメだけで決めるのではなく、国会を通して国会議員に議論させて決めてください。 長崎大学側から研究するにあたって十分な説明もなく、また研究施設の安全性への不安など住民の理解も得られていないのに、危険なウイルス研究をする事には反対です。 国民に生命の危険が及ぶ可能性があると考えられるので強く反対致します。メリットより危険性を強く感じるものであり、必要のないものと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 本パブリックコメントについても、行政手続法（平成5年法律第88号）（以下「行政手続法」という。）に基づき適切に意見募集を行っていますが、引き続き、更なるご理解をいただけるよう、厚生労働省ホームページに関連情報を掲載するなど、丁寧な説明に努めてまいります。 長崎大学BSL4施設については、長崎大学の活動に関し、文部科学省の関与の下、同大学が「長崎大学高度感染症研究センター実験棟の運用に関する地域連絡協議会」（以下「地域連絡協議会」という。）を設置し、施設の活動状況等についての情報共有や意見交換等が行われているところです。また、同大学のホームページにおいては、地域連絡協議会の開催状況について公表されており、政府においても、必要に応じて、これらについて、関係府省庁、同研究所、関係地方公共団体及び感染症に係る研究の専門家から構成される「感染症研究

	<p>拠点の形成に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という。)において進捗を確認し、また、首相官邸ホームページにおいて検討委員会の資料として公表しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> •また、国の関与文書において、「同施設の維持管理に当たり、厚生労働省としては、定期的な立入検査の実施など感染症法に基づく監督・指導を適切に行うとともに、国立感染症研究所において、必要に応じ、技術的な助言等を実施する」ほか、「文部科学省等は、長崎大学が実施する地域との共生のための取組に対し、必要な支援を行う」こととしており、引き続き、国としても地域住民の不安解消と理解促進に努めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> •長崎県民です。大反対です。政府のあり方にとっても不信感を抱いています。 •厚労省は国民のために働いていない。改正には反対する。 •今の日本政府から発表される情報には大きな偏りを感じます。より正確な情報を伝える事なく、様々なことが起きていることに懸念を感じます。 	<ul style="list-style-type: none"> •本パブリックコメントについても、行政手続法に基づき適切に意見募集を行っておりますが、いただいたご意見をふまえ、引き続き、更なるご理解をいただけるよう、厚生労働省ホームページに関連情報を掲載するなど、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> •反対です。長崎県も長崎大学も信用できません。 •長崎大学のリスク管理は脆弱で信用出来ない。 	<ul style="list-style-type: none"> •長崎大学BSL4施設の管理運営に当たっては、国の関与文書において、「長崎大学の取組を第三者の立場からチェックする仕組みを、国の主導により構築する。」とされており、これに基づき、文部科学省が「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」を設置していると承知しています。 •また、政府においては、国の基本戦略に基づき、政府一体となって我が国における感染症研究機能の強化を推進する観点から、BSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成に関する支援方策について検討するため、平成28年3月31日、国際的に脅威となる感染症対策推進チーム(平成27年9月11日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会

	<p>議決定)の下に、関係省庁のみならず長崎県、長崎市及び長崎大学も構成員に加えた「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置し、検討を進めてきたところです。引き続き、地域住民の皆様の不安解消と理解促進に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・研究施設から外部に出て感染症が広がった場合の補償はありますか。 ・長崎大学のBSL4から、万が一、病原体の漏出があった際は、その損害を長崎大学が補償するとのことであるが、長崎大学にその資力は認められない。よって本件指定は、国が万が一の際の補償をすることを担保してからでなければならぬ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・BSL4施設はエボラウイルスなど、重い病気をもたらす病原体(一種病原体)を安全に取り扱うことができるよう高度に管理された封じ込め施設であり、感染症法に基づき、地震に対する安全性を含む施設基準のほか、感染症発生予防規程の策定、作業時の具体的な安全対策や教育訓練等の運用面についても確認しています。感染症法に基づく特定一種病原体等所持者・施設の指定後についても、厚生労働省は、同法に基づく特定一種病原体等所持者への定期的な立入検査等を通じて監督・指導を適切に行うとともに、その結果によっては改善命令(第56条の32)や指定の取消し等(第56条の35)を行うなど、直接的な関与及び責務を有しています。 ・また、「長崎大学の高度安全実験施設(BSL4施設)整備に係る国の関与について」(平成28年11月17日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議)において、長崎大学が坂本キャンパスに整備を予定しているBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成による感染症研究機能の強化は、「国家プロジェクトの一つであることから、以下に従い、国策として進める」としています。 ・お尋ねの補償については、個別具体的な状況に即して判断されるものであり、一概にお答えすることは困難と考えますが、厚生労働省としては、感染症法に基づく監督・指導を適切に行い、事故等の発生予防に努めるとともに、万一事故等が発生した際における適切な対応

	<p>のため、「特定病原体等に係る事故・災害時対応マニュアル」を参考に必要な指導・助言を実施してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・長崎に BSL4 施設はいらない。能登の復興にお金を使え。 ・原発事故の収束もしていないのに、そんなことに税金を使わないでください。 ・ただでさえコロナワクチンのことで信用を失っています。日本で発生してないウィルスを研究する前に、ワクチン被害の救済をしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年の西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大等を契機として、国際的に脅威となる感染症対策について、我が国政府の緊密な連携の下、効果的かつ総合的な推進を図るため、平成 27 年 9 月 11 日、内閣総理大臣が主宰する国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議が開催され、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が決定されました。その後、国際協力・国内対策の更なる強化を図るため、基本方針に基づく検討が進められ、平成 28 年 2 月 9 日、閣僚会議において「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）が決定されました。 ・この基本計画においては、5つの重点プロジェクトの1つとして、「感染症研究体制推進プロジェクト」が定められており、長崎大学の検討・調整状況等も踏まえつつ、高度安全実験施設（BSL4 施設）を中核とした感染症研究拠点の形成に必要な支援方策等について検討・調整することとされたところです。
<ul style="list-style-type: none"> ・本改正に賛成します。エボラウイルス等だけでなく、未知のウイルスに対し検査できるための施設を国として持つことは、国防の意味でも必要だと考えます。 ・改正案に賛成です。現在日本で唯一稼働している国立感染症研究所の BSL4 施設は、診断や治療業務だけに限定され、研究はできないと聞いています。いつ日本にも治療法が確立されていない致死率が高いウイルスが入ってきて 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見ありがとうございます。引き続き感染症対策の推進を図ってまいります。 ・国の関与文書において、「長崎大学が、施設に関する詳細な設計や、施設管理や研究に係る規程、作業・実験マニュアル等を作成するに当たり、厚生労働省及び国立感染症研究所は、安全管理の観点から、世界保健機関（WHO）指針や主要国の規則も参考にして、技術的な助言等を実施する。」「BSL4 施設の維持管理に当たり、厚生労働省は、特定一種病原体等所持者への定期的な立入検査の実施など感染症法に基

<p>流行するかわからないので、一刻も早くそういった感染症の治療薬やワクチンの開発が必要であり、安全に研究できる BSL4 施設を早急に稼働させる必要があると思います。</p> <ul style="list-style-type: none">・賛成だが、国として、試験研究が必要と認める場合は、当該法人に必要な支援をすべきだと考える。	<p>づく監督・指導を適切に行うとともに、国立感染症研究所において、必要に応じ、技術的な助言等を実施する。」こととされているほか、事故・災害等への対応についても、「関係省庁は、事故・災害等に備え長崎大学で実施されるシミュレーションや訓練に参加するなど、国として支援する。」「関係省庁は、(略)長崎大学が設置主体としてその責任を果たせるよう必要な支援を行う。」こととされており、厚生労働省としても、必要な支援や助言等を実施してまいります。</p>
---	--